

五井公民館「市原の歴史」

令和6年6月18日（火）

深城村鉄砲誤射事件「お竹騒動」を読む(1)



事件の舞台と関係者

元禄8年8月12日 深城村中ひよ

死亡：深城村 九左衛門妻 お竹

死罪：長谷川村 山縣師 惣兵衛

遠島：

大島・不入斗村 名主 縫之丞
 大島・片又木村 名主 次郎右衛門
 大島・姉崎村 名主 次郎兵衛
 大島・同村 名主 弥右衛門
 大島・立野村 名主 半十郎
 大島・豊成村 名主 重兵衛
 大島・同村 名主 甚太夫
 三宅島・迎田村 名主 七郎兵衛
 三宅島・深城村 九左衛門(竹の夫)
 牢死 深城村 名主 七郎右衛門

追放：

深城村 太郎兵衛
 同村 伊作
 同村 善右衛門
 永藤村 名主 長右衛門
 椎津村 名主 作左衛門
 白塚村 名主 庄兵衛
 朝山村 名主 与左衛門
 天羽田村 太郎兵衛 江戸牢死？
 新田村 作右衛門(竹の兄)

和暦	西暦	月	日	事件関連の主な出来事	月	日	国内の主な出来事
延宝8	1680				5		綱吉、5代将軍となる。
貞享4	1687				1		生類憐れみ令を出す(この後1708まで繰り返し布令)。
元禄2	1689				3		芭蕉「奥の細道」の旅に出る。
元禄4	1691				1		林鳳岡大学頭となる。2月に湯島聖堂落成。
元禄6	1693				12		新井白石、徳川綱吉の侍講となる。
元禄7	1694				7		側用人柳沢吉保、初めて評定所出産を許され、12月老中格となる。
					10		松尾芭蕉没す(51)。この年菱川師宣没す(77)。
		2		この頃、姉崎村名主次郎兵衛宅にて、不入斗・片又木・姉崎・立野・豊成・迎田・深城村等名主立合い、田畑作物を荒らす猪鹿対策について相談。望陀郡長谷川村の山縣師・惣兵衛に猪鹿狩りを依頼することに決する。			
		8	12	暮方、深城村「中ひよ」の竹飯にて、惣兵衛が百姓九左衛門女房「たけ」を鹿と見誤って撃ち殺す。			
元禄8	1695			近隣村役人立合い、内訌(私和)とする。			
		10		事件が幕吏の知るところとなる。			
		11		関係者が江戸に出頭を命ぜられ、糾問される。			
					4		萩原重秀勘定奉行となる(〜1712)。
元禄9	1696			評定所にて、7か村名主等遠島、田畑家屋敷没収(欠所)。立合い5か村村役人等は追放、田畑家屋敷没収(欠所)を命ぜらる。	8	11	萩生徂徠、柳沢吉保に召し抱えられる。
元禄11	1698			この年より片又木村次郎右衛門倅長兵衛等による遠島人救免の請願活動化。市兵衛もそうした動きに加わる。	12		英一蝶、三宅島に流刑となる。
元禄13	1700				12		徳川光圀没す(73)。
元禄15	1702				12	14	赤穂浪士、吉良邸に討ち入る。
元禄16	1703				11		南関東大地震(元禄大地震)
宝永元	1704						1〜3月浅間山噴火。2月榎本其角没す(47)。
宝永2	1705			長兵衛病死する。世に「親孝行の長兵衛」といわれる。			この頃姉崎・天羽田村萩原重秀の所領となる。
宝永3	1706	8		流罪の者たち救免となる。			
		8	23	次郎兵衛ら4名が伊豆大島から帰国する。			
		11		七郎兵衛三宅島から帰国する。			
宝永4	1707	8		追放の者たち救免となる。	10		富士山噴火、宝永山で起きる。
宝永6	1709	11		片又木村次郎右衛門跡式21石分返さる。	1		綱吉没す(64)。5月 家宣将軍となる。
宝永7	1710	11		迎田村七郎兵衛跡式17石分返さる。			

「お竹騒動」関係略年譜

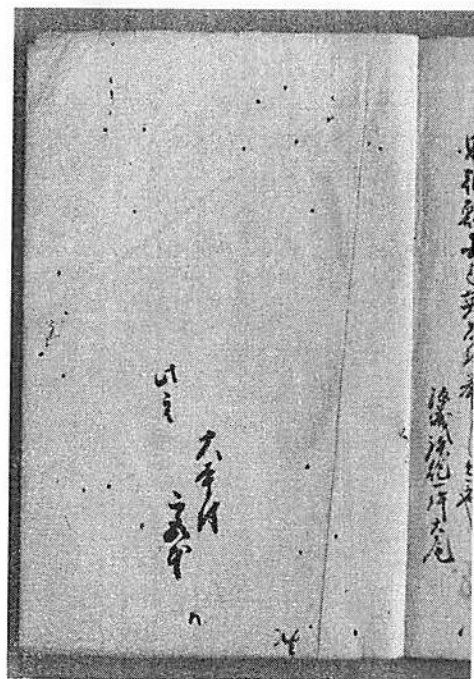
関係資料一覧

- ①「お竹騒動」関係史料① 題欠(市原市島野 元落合家文書)※今回全文紹介
- ②元禄鉄炮記(木更津市大寺 宮本家文書)※次回以降紹介予定
- ③姉崎村土民市兵衛記事(船橋市所蔵)
- ④市原市姉崎斎藤家資料(現在市原市保管)
- ⑤西脇康ほか「お竹騒動・義侠市兵衛」(市原市史資料集・近世編2・2008)
- ⑥小沢治郎左衛門『上総町郷誌』(明治22年) 第一篇市原郡「姉崎村」

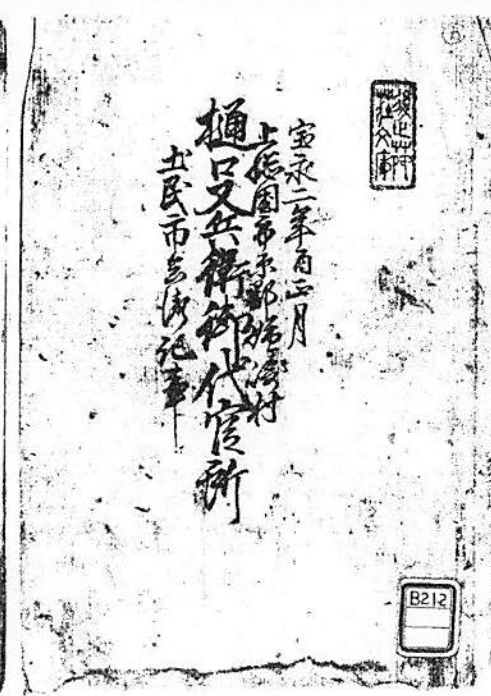
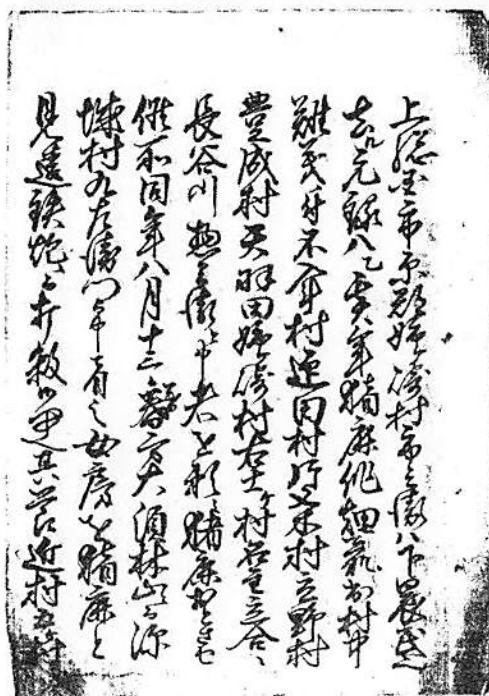
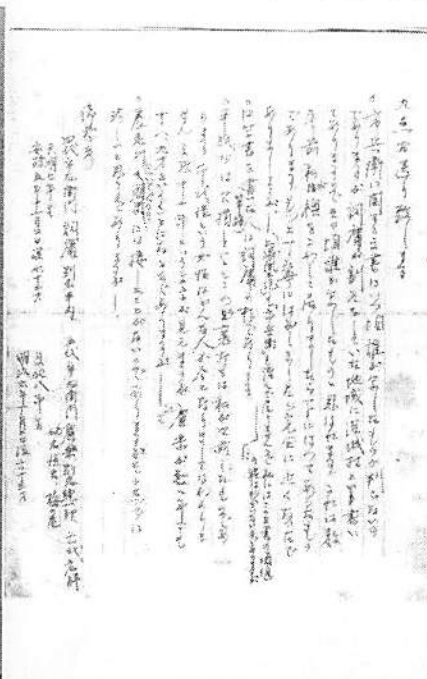
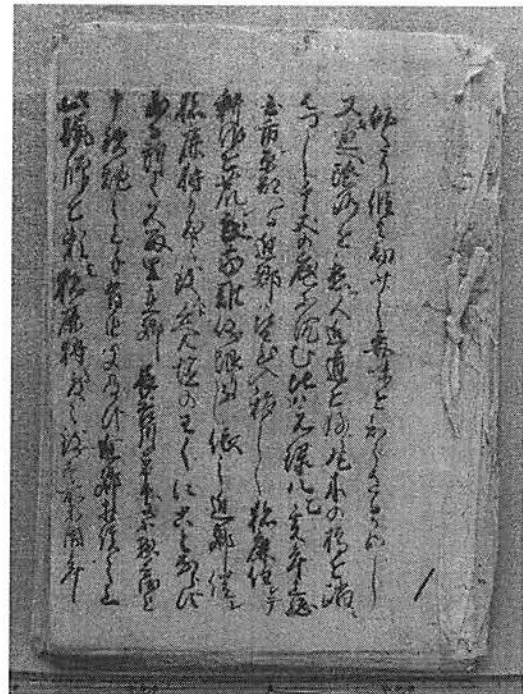
主人家族に仕える市兵衛(広瀬蘆竹絵)



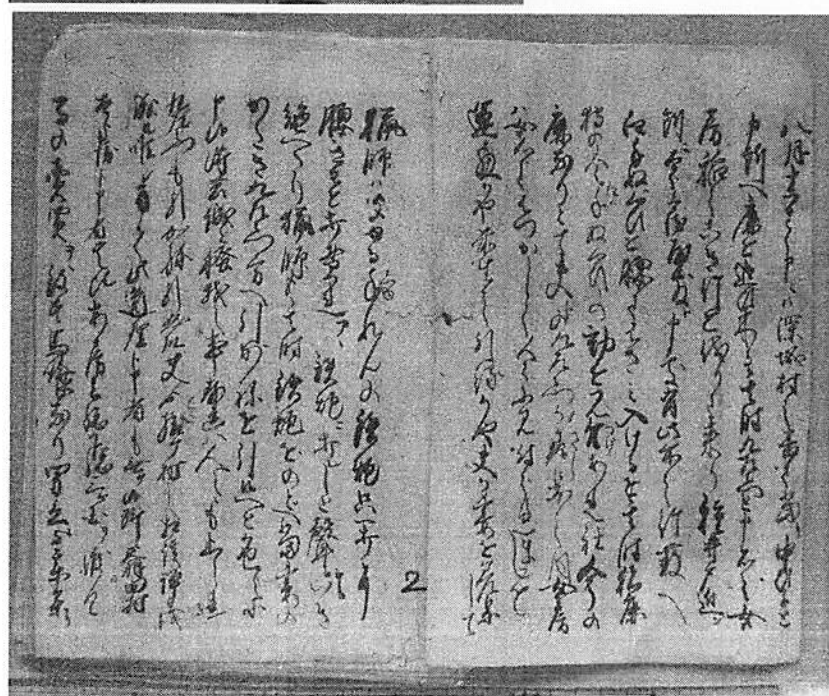
市原市姉崎妙経寺の市兵衛墓所



「お竹騒動」関係史料② 元禄鉄砲記（大寺宮本家文書）



「お竹騒動」関係史料③ 姉ヶ崎村土民市兵衛記事（船橋市）



「お竹騒動」関係史料① 題欠（元島野落合家文書）

元禄八年深城村鉄砲誤射事件「お竹騒動」史料

事件の概要と史料

元禄八年（一六九五）八月、上総国市原郡深城村において農婦が鉄砲で殺害される事件があった。その頃、猪鹿が農作物を食い荒し、姉崎地区の農民は難渋していた。時あたかも徳川幕府五代將軍綱吉の「生類憐れみの令」が発令されていたため、姉崎地区の名主たちは、望陀郡長谷川村の源師政兵衛を雇い、密かに猪鹿狩りをおこなった。その最中の出来事であった。

八月二日は深城村の番にあたり、悲劇はそこで出来た。深城村の百姓九左衛門の女房お竹は、家とは谷田を隔てた向かいの「中ひよ」（現在の字中郷）の山中で稲のこき竹を採っていた。そこに夫の九左衛門に先導された猪鹿狩りの一団が迫り、たけを鹿と見誤って撃ち殺してしまったのである。困惑した名主たちは天明田村の馬喰太郎兵衛の提案を容れ、金銭での解決を図り、事件は落着きようとしていた。たまたまその頃、朝山村を訪れた役人に相頭の不在を問われ、うっかり事件の内情に出掛けたことを告げてしまったのである。これがきっかけで事件は領主に達し、舞台は江戸の親きの場に移り、幕開をはじめ、広く世間の知るところとなったのである。

一年後の元禄九年八月六日、評定所において裁決がくだり、源師

文書で、これを次回に流布本の一つとして紹介する。

なお史料の解説は高木によるものであることを明記しておく。いつ・どこで

ここでは片又木村名主次郎右衛門の伴長兵衛と姉崎村名主次郎兵衛の使用人市兵衛を中心とする十余年間にわたる教免運動については後段の史料に譲り、事件の発端となった鉄砲誤射事件が発生した日付と場所についてあらためて見ておきたい。

まず鉄砲の誤射事件が発生した日付は、すでに触れたように、元禄八年（一六九五）八月十二日のことであった。その日付は地元無量寿寺の過去帳に記されたお竹の命日によっても疑問の余地はなく、地元姉崎周辺に伝わる記録では周知のことであった。それがどうして流布本では十三日となったのか、そのいきさつは今のところ不明という外はない。恐らく幕府への届が発端で公公式記録となり、流布したのではないかとと思われるが詳細は不明である。

問題はお竹が落命した誤射事件の発生した場所である。落合家本では「中ひよ」と明記され、そこは現在の字「中郷」である可能性が高い。そこは深城村の中心部で、菩提寺無量寿寺や鎮守熊野神社と谷田を隔てた向かいの山である。なおお竹の家は神社の石段の脇にあたるので、向かいの山にこき竹を採りにいってもおかしくない。一方宮本家本では、事件が起こった場所は「大須林・大須山」としている。これが流布本の一般的な記述である。現在の小字には存在しない地名なので場所はわからないが、「中ひよ」の近接地で、明治九年地租改正の際の小字統合によって「中郷」に含まれて消滅した小地名かもしれない。その場合には、通称地名として現在でも

宮本敬一
高木澄子

惣兵衛は死罪、計画を主導した姉崎周辺六か村の名主九名とお竹の夫九左衛門は連島（伊豆大島七名・三宅島三名）、事後処理にかかわった者たち九名は追放となり、それぞれの持高（田畑屋敷・家屋は没収・關所という過酷な処分がなされた。その処分内容から見ても近世上総国でおこった最大の事件といっても過言ではない。その詳細は後段の添付史料によりたい。その最後に追放人とその家族の赦免を願った宝永四年（一七〇七）六月の文書によれば、その当時の姉崎村は勘定奉行として本件を裁決した萩原重秀の所領であった。つまり萩原重秀は市兵衛の領主として、その顕彰と無関係とは思われないが、ここではそれ以上は立ち入らないことにする。

本件についてはさまざまな記録が残されていて、そこには幕藩体制成立期の多くの貴重な情報が含まれている。たまたま筆者の手元には本件に関する二点の史料が伝わっているのをそれを紹介し、あらためて事件の概要をふりかえってみたい。その第一回目として、市原市島野の落合家に伝わった横の下貼り文書を紹介する。この史料は昭和三、四十年代に筆者の父親栄一郎の元にもたらされたものである。前欠のため表題は不明であるが、後段の引用文書が事件の当事者の一人である片又木村斎藤家のものであることは明記されている。問題は前文で、そこには貴重な情報が含まれている。

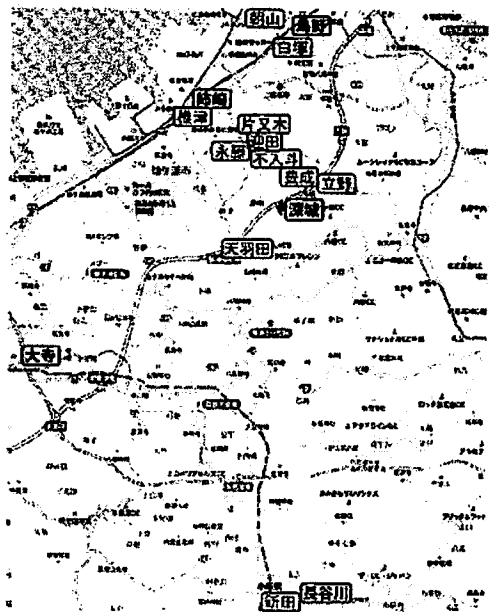
もう一つは「元禄鉄砲記」という表題が付いた筆者の家に伝わる

使われている可能性がある。地元では長らくお竹の靈に祟まれたという言い伝えもあるので、お竹落命の場所には供養の石仏でも祀られているかもしれない。

参考文献

大室晃「お竹騒動―市兵衛記―」（『市原市地方史研究』一四・一九八）

関係村位置図



「お竹騒動」史料(1) 市原市島野落合家旧蔵本

例言 史料の判読は文書の配字等を尊重しつつ、適宜断点等を付し段落分けをした。史料中の繁体仮名・合字は現行の平仮名とした。虫喰等で判読できない文字は、字數分だけ□で、字數不明は「」であらわした。傍註には「市原市史資料集(近世編2)」所載の「三〇斎藤家文書の参照を含み、すべて()」で括った。四ヶ所の重複行は註記の上省略した。人物名は、今津村朝山村の組頭に七郎右衛門・七郎左衛門、椎津村の追放人に作右衛門・作左衛門の混同があるが、そのままとした。

(前欠)似たり、飯は幼少之毒味を知らざるか如し、又夕廻へ陸路を愁つ人、近道を好み丸木の橋を踏みはつし千丈の底に沈む頃八元禄八乙亥年、上総国市原郡にて、近郷八街山入夥しく猪鹿住ンテ耕作を荒シ、民家難儀限りなし、依之近郷猪鹿持り度々致スト宮へ共、垣のわくにことならず、至る所に、久留里在郷長谷川と申処に惣兵衛と申鐵砲之上手有由聞及び、近郷相殿之上此猪鹿を頼ミ猪鹿持り度々致す所に、同年八月十二日と申二八、深城村之番に當り、中ひよと申所へ鹿を追ひ来る、其時九左衛門と申者之女、稱之をき竹を伐りに来り、細井戸近所二太郎兵衛屋敷ト申処有、此所之竹藪へ白手ぬぐひを腰にはさみ入けるを、其時猪鹿持の人々白手ぬぐひの動を見付、あれ社今の鹿なりとて、夫トの九左衛門か差箇之内、女房ハ女心にはつかしく人々に見付られまじと、遅

難儀之程ぞかりなし、別て深城村之鐵ハ所ニて出来たる乱の事なれば、椎津村ハハ背細引拾五駄程来り候て、只今是へ御役人衆關所に来り候と表へ出る事もならず、七郎右衛門家内の裏道より後山へ上り逃いで、其外替左衛門・伊作・太郎兵衛親妻子共、同ク皆諸道具等其便に打拾、面々立の便にて家内を立退、跡式之諸持田畑・家屋敷・鍋釜・衣類・諸道具迄封印ヲつき、御取上に罷成り、其後七郎右衛門妻子共ハ彦右衛門先の畑へ隠レ家を為作住家をいたし、村中其節は衣類・道具・穀物等迄他所之一家一門へ預け置、何時如何様成答御申付られ候も難シ、村中之者其肝を冷し辱し居り候右之通り被仰付候

依之三ヶ年過、四年目二罷成候て、片又木村次郎右衛門俸長兵衛と申者、親之遠郷御赦免之御願を企候二付キ、姉ヶ崎村次郎兵衛下来市兵衛兩人ニて御願申上、村々にても御願人数二加り、御願書ノ連印を以て色々に御願申上候、有時は後役之名主・組頭願人、有時は惣百姓又有時は俵妻子共、色をかへ品をかへ御願申上候得共、御赦免無之、拾貳年ノ目に成り候て、御公儀御法事二付、遠郷御赦免被遊被下候得共、追放人之義は遠郷人ト一所に帳面二付不申候ゆへ、其節御赦免無御座候間、拾二年目芝増上寺御隱居願へ御願申上、増上寺御隱居願より御願被下候故、追放人并親妻子共被御赦免、右之居宅へ立歸申候

右御取立之田畑石高等も左に記有之、御願書文官等も記シ有之候末世に至り候ては、右難儀之次第も不知間、委ク此書に記シ置申候、右の願書之本番・御願不叶、御奉行様より御下被下候訴狀・願人之印形居り候書物ハ、片又木村和泉谷次郎右衛門の所に不殘御座候

命かや前生引縁かや、夫か妻を差廻して、孫師ハ聞ゆる手れんの鉄砲只一打に腰きわを打貫れ、ア、鉄砲二打しと声、いぎ絶へたり、孫師も其時鉄砲をのどへ當、妻のかたき九左衛門方へ引がねを引候へと色々に申候得共、誠ニ怪我之事なれハ、人々二も止られ九左衛門も引かね引ぬ故、夫より拾ヶ村之相談被下成ル

唯レ有て此道理ト申者も無ク候所ニ、天羽田村太郎兵衛ト申者、其頃安房・上総・下総三ヶ國ヲ渡り馬の売買ヲ致す馬喰なり、男立ニて集まり相談に加り、金銀ニて取扱相済可申候とて相談に加わり候故、拾ヶ村之取扱金銀にて相済シ候間、其頃今津村・朝山村之名主与左衛門ト申者の所へ御願御地頭様より御役人衆被遊御出候て、組頭七郎左衛門ハ今日何故見ぬぞと御尋有之候故、七郎右衛門今日ハ深城村ト申所ニて猪鹿持有之、鉄砲ニて人を打殺、其儀二付て今日内済の取扱拾ヶ村の立合ニて参り候と申上候得ハ、夫レは不届千万成る至り也、人ヲ殺したる事々、御公儀様を輕バ内所沙汰を聞たる我々迄捨置候てハ、難儀之掛る事なれば、聞捨には成ルまじと被仰御歸り被遊候由

其頃竹女義、江戸御役人屋敷ニ御奉公仕噺仕候を、段々御上之耳に達、御上より御召出し御尋有之候共風聞有之、何れとも御は相知れ不申候得共、翌年、御奉行様へ御召出にて、則チノ八月六日御評定にて、孫師惣兵衛義は御成敗、拾ヶ村之名主ハ過喝、不調法取扱相談に加り候者共御追放、跡式義ハ面々御屋敷様より御追放に被仰付、親・妻・共、下来等に至迄湯命におよび、路道ニ立、或ハ一家一門縁者・他村之見知り・近付之者之所、其所此所と迷ひあるき、高き天も低見へ、広き世かいかも狭ク成り、薄の靴にもを恐れ

片又木村次郎右衛門俸長兵衛義ハ、一人ニても度々御願申上候、姉崎村市兵衛義も月三度宛親指網たすきをかけ、主人之俸万五郎を背ニ及ひて願に上り、其間三昼夜耕作ヲいたし、姉崎大明神へ拾貳年か間丑ノ刻参りをいたし、江戸出府道中ハ万五郎背ニおゐて、一日一夜に江戸二着、其頃椎津村出生ニて御出家様有り、江戸町宅ニて星ハたはつ、夜ハたんぎをとぎ、末に至り芝増上寺へ御なをり被遊候よし、其節之所へ落付宿に致シ、主人次郎兵衛義を遠郷御赦免被下、私義ヲ主人の替り二嶋へ御流し可被下候と度々御願申上候、成就致ス程ヶ年前二片又木村長兵衛死致シ候故、親奉行之長兵衛・主奉行之市兵衛ト御名を可被下様に風聞有之候由、市兵衛義は御願成就之上、主奉行之市兵衛と名を被下、則林大学被へ被仰付、主奉行之市兵衛記ト申書物ヲ御作被遊候て、日本六十六ヶ國は不及申、長崎・大唐迄も御遊被遊、未代迄市兵衛名を被遊御残し候、御願成就之上、御役屋敷様方へ御召出二付、市兵衛ヲ御覽之上色々御褒美被下、其上姉崎村名主方へ被仰付、只今迄市兵衛ト申せし者ハ市兵衛殿ト申せ、又市兵衛殿ト申せし者ハ市兵衛と申スへしと鐵數御申付有之、家屋敷・田畑等も主人方より御取立被遊候を分ヶ被下、市兵衛方へは日向之方分けとらせよと御申付、天羽田村太郎兵衛方より御取上田畑・山等も市兵衛方へ被下、主人次郎兵衛方へ此上ハ市兵衛ヲ下来ト思ふな、一家願と敬ふに随分大切にいたしべしと被仰付候

親・主人を大切に敬ふ者ハ天道の機深ク、仏神之守護ありて方便厚ク、御公儀様ニても格別御執非有之大切に被成下候間、此書之道理は取に不足候得共、市兵衛記を見る人別て親・主人を大切に孝

行致し、世上之人々可憐なる候、只此道理ハ唐人之知る所なれども、車に油走ル馬に鞭なり、其後市兵衛を拜ミにに来る人、固々所々より櫛の齒ヲ挽が如し、唯文盲愚知之善悪ハ愚民之作者淺心と心保あざかるべから佐るなり、末世之人に右之道理知らせん為に書きのこす而已

遠馬追放人御取上石高
一拾三石余 今津 朝山村 与左衛門
平岡三郎右衛門殿丑ノ二月中被下候
一拾四石余 白塚村 庄兵衛
御取上
一拾三石 椎津村 作右衛門
寅ノ四月中二被下候
一三拾五石余 内六石豊成村分御取立 立野村 半十郎
廿九石余其節被下候 豊成村 基太夫
一廿六石余 内五石寅ノ十月中二被下候 同村 重兵衛
廿七石余御取立 同村 重兵衛
一拾八石余 内五石寅ノ十月中被下候 深城村 七郎右衛門
十三石余御取立 十三石御取上
一拾八石余 内五石余丑十月中被下候
一拾貳石余 御取立 同村 太郎兵衛
一六石余 深城村 伊作

御取立
一五石余（御取上脱力） 同村 善左衛門
一三十八石余 内十五石余丑十一月被下候 不入斗村 縫之丞
廿三石余御取上
一十五石余 片又木村 次郎右衛門
内廿一石余丑ノ十一月中被下候
廿八石余御取上
一三十五石余 内十七石余丑十一月中被下候 迎田村 七郎兵衛
十八石御取上
一四十四石余 内九石余丑ノ八月中被下候 姉崎村 次郎兵衛
三十石余御取上
一廿石 内四石余丑ノ八月中被下候 同村 弥右衛門
十五石余御取上 天羽田村 太郎兵衛
一拾五石余 御取上
遠馬人
伊豆大嶋へ 不入斗村 縫之丞
不入斗村 不入斗村
片又木村 次郎右衛門
嶋二て病死 次郎兵衛
姉崎村 次郎兵衛
同村 弥右衛門
嶋二て相果申候 立野村 半十郎

同断 豊成村 重兵衛
同断 同村 基太夫
三宅嶋へ 迎田村 七郎兵衛
同断 深城村 七郎右衛門
同断 牢死致ス
同断 同村 九左衛門
追放人
御追放 深城村 太郎兵衛
同断 同村 伊作
同断 同村 善左衛門
同断 永藤村 長右衛門
同断 病死
同断 椎津村 作左衛門
同断 白塚村 庄兵衛
同断 病死
同断 今津 朝山村 与左衛門
同断 天羽田村 太郎兵衛
同断 小櫃作 新田村 作右衛門
メ遠馬人拾人
メ追放人九人 其外天羽田村八右衛門牢死

乍悉以書付御訴詔申上候事
上総国市原郡深城村 七郎右衛門
遠馬 同村 九左衛門

一右之者共四年以前上総国深城村鉄砲一札二付、去子八月六日之御評定所ニて遠馬御追イ放被仰付、跡式之儀も御地頭様方より御追放ニ罷成り、年老申候親井妻子・家来等大勢之者共流浪仕及御命難儀仕候、御慈非に遠馬追放人御赦免被遊被下候ハ、難有可事存候、委細之儀は御尋之上口上ニて申上候、以上
不入斗村 訴詔人 太郎兵衛印
片又木村 庄左衛門印
同村 長兵衛
元禄十一年寅極月日

渡辺藤左衛門様御知行所 伊豆大崎 十兵衛 甚太夫
 前地頭朽木和泉守様 迎田村 三宅嶋 七郎兵衛
 当地頭宮崎半人様御知行所 深城村 三宅嶋 九左衛門
 当地頭右同断 深城村 三宅嶋 七郎右衛門
 地頭右同断 同村 御追放 太郎兵衛(衛)
 地頭右同断 同村 伊(作)
 地頭右同断 同村 伊(作)
 地頭右同断 同村 伊(作)
 前地頭伊丹左京様 天羽田村 太郎兵衛
 只今ハ古川武兵衛様御代官所 同 太郎兵衛
 前地頭朽木和泉守様 推津村 作左衛門
 当地頭古川武兵衛様御代官所 同 白塚村 庄兵衛
 林信通守様御知行所 同 庄兵衛
 「一」当り相果「一」て相済申候「一」上「一」村々庄屋共翌年遠
 嶋井「一」為 仰付候、跡継之儀面々御「一」を御追放二罷成、親
 妻子共及越過二路道に立難儀仕候、哀以御慈非ヲ、右遠嶋御追放之

者共御救免被為 遊、國元へ罷歸り候様被為 仰付被下候ハ、難在
 奉存候、以上
 上総国市原郡不入斗村 御訴人 惣百姓
 元禄十三年辰三月日 片又木村 同 惣百姓
 深城村 同 惣百姓
 永藤村 同 惣百姓
 迎田村 同 惣百姓
 姉崎村 同 惣百姓
 立野村 同 惣百姓
 豊成村 同 惣百姓
 推津村 同 惣百姓
 白塚村 同 惣百姓
 御奉行様
 乍悉以書付御訴申上候事(重複行を省略)
 樋口又右衛門様御支配所
 上総国市原郡姉崎村
 流人次郎兵衛家来市兵衛
 一此度主人次郎兵衛世傳可被遊御追放所 幼少故村へ預け被為成候
 を、此度御追放御救免被遊、其上田地・家屋敷不残下拙に被下置
 難在奉存候、就夫後日二私子共主人へ我俣仕致不奉公候儀も無心
 許奉存候、右之田地・屋敷不残伴万五郎方へ被下置候ハ、難有可
 奉存候、願ハ流人次郎兵衛親親存命之うち、哀以御慈非を御救
 免被為成被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永二年酉二月日 訴人 市兵衛
 御奉行様

乍悉追放御救免奉願候

御追放之者共訴人

前地頭朽木和泉守様

深城村

当地頭宮崎半人様御知行所

太郎兵衛

訴人 豊之口
 源兵「一」

伊作

寺左衛門

先地頭当地頭右同断

永藤村

長兵衛

訴人 長兵衛

林藤四郎様御知行所

三嶋清左衛門様御知行所

庄兵衛「一」

先支配平岡三郎右衛門様

朝山村

当地頭曲淵越前守様御知行所

与左(衛門)

先地頭伊丹左京様

天羽田村

当地頭萩原近江守様御知行所

太郎兵衛

右之者共去少十三年以前亥年、猪鹿多御座候二付、耕作を荒シ百姓

迷惑仕候二付、獵師を頼猪鹿追申候所に、同年八月深城村二て猪

鹿を追候所に、九左衛門と申者之女同与風聞出鉄炮に当死シ申候、

就夫近村十郷立合機相濟候所に、其後御評定御座候二て獵師ハ御

成敗被 仰付候、村々庄屋共遠嶋に被仰付、不調法之扱仕候者共ハ

御追放被仰付、路道二たち及湯命難儀仕候、遠嶋人之儀ハ去年御法

事に御救免被為遊難有奉存候、御追放之者共も前々御法事之節ハ

度々御極面に付不申候、此度御慈非に、御追放之者共并二妻子共に
 居宅へ罷歸り申候様に御救免被為遊被下候ハ、難有可奉存候
 遠嶋之者共

先地頭朽木和泉守様

不入斗村

訴人

当地頭宮崎半人様御知行所

鎌之丞

八之丞

先地頭右同断

深城村

訴人

当地頭右同断

七郎右衛門

妻共 太郎右衛門

先地頭朽木和泉守様

片又木村

訴人

当地頭小栗平吉様御知行所

次郎右衛門

妻共 重介

先地頭伊丹左京様

姉崎村

訴人

当地頭萩原近江守様御知行所

弥右衛門

妻共 金兵衛

右遠嶋之者共政録其節御追放被為 仰付候、此度御法事之御慈

非、妻子共居宅へ罷歸り候様に御救免被為遊被下候ハ、難有可奉存

候、以上

宝永四年亥六月(重複行を省略)

増上寺御隠居様(重複行を省略)

右書ハ拾三年之間願書拾本御座候得共、文言ハ皆此通り御坐候

故、有増道理を知らせん為二書残し銘々ハ記不申候、以上

右本書ハ片又木村次郎右衛門所に御座候、外二有八写故、印形一

判も無御座候、以上(重複行を省略)